

京都府社協会長表彰 推薦事務に関するQ & A（令和8年度版）

社会福祉法人京都府社会福祉協議会

文中「表彰要綱」は「京都府社会福祉協議会会長表彰要綱」の略です。

1. 各区分共通

Q 1 推薦対象について。

A 1 法人内の社会福祉事業を営む全事業所が対象（京都市社協会員事業所除く）となります。対象者のご確認、取りまとめたの申請をお願いします。

Q 2 叙勲受章者は、府社協会長表彰の対象となるか。

A 2 「藍綬褒章」「黄綬褒章」の受章者と同様に対象となりません。（表彰要綱「Ⅲ 表彰の範囲」参照）

ただし、社会福祉以外の分野での受章の場合には対象とする場合があります。

Q 3 各表彰区分の「現に」という要件の定義は。

A 3 現職であるという意味ですが、前年度基準日（6月末日）から今年度基準日（6月末日）までの間に退任・退職された方、および退任・退職後に死亡された方は含みます。

Q 4 勤続年数の算定の基準日は。

A 4 今年度の6月末日となります。ただし、民生委員児童委員特別功労者に限り、一斉改選の年度は11月30日を基準日として算定することができます。

Q 5 過去に、ある区分で府社協会長表彰を受賞した方について、別の区分で要件を満たしたので、再度受彰することはできるか。

A 5 区分の如何を問わず、過去に府社協会長表彰を受賞した方については、対象から除外しております。（表彰要綱「Ⅲ 表彰の範囲」参照）

Q 6 過去に、全民児連会長表彰、全国老協会長表彰などの受彰歴のある方は、対象となるか。

A 6 特に除外しておりませんので、要件を満たせば対象となります。

Q 6-2 故人は対象となるか。

A 6-2 前年度基準日から今年度基準日までの間に故人となった方で、要件を満たせば対象となります。

2. 社会福祉事業特別功労者

Q 7 会員でない施設での在職期間を現在の（会員たる）施設での在職期間と通算することはできるか。

A 7 通算できます。他府県の同様の福祉施設での経歴も同様に扱います。

Q 8 例えば会員施設の職員を7年、役員を3年勤めた場合において、通算して10年とし、(ニ)「現に民間社会福祉施設の役員」に該当するものとしてできるか。

A 8 (イ) から (ト) の異なる区分において、勤続年数を通算することはできません。従って、上記の場合は該当しません。

(類似のケース)

× 社協職員→社協役員 (ハ) → (ロ)

× 施設職員→社協職員 (ホ) → (ハ)

○ 施設職員→別の施設職員 (ホ) → (ホ) (区分が変わらないので可)

Q 9 嘱託職員、再任用職員については、対象となるか。

A 9 対象となります。ただし、非常勤の場合は(チ)の算式による勤続年数を満たすことが必要です。

Q 10 産休・育児休暇・病気休暇などの期間を勤続年数に含めてよいか。

A 10 含めていただいて結構です。

Q 11 無認可の共同作業所の役職員は対象となるか。

A 11 本会の会員であれば、対象となります。

3. 社会福祉協議会活動功労者

Q 12 過去に市町村社協の理事・評議員であった期間を通算できるか。

A 12 通算できます。(表彰要綱Ⅱ 3.(1)「なお」以下参照)

Q 12-2 現に市町村社協の理事・評議員である者は「社会福祉協議会活動功労者」の対象とならないか。

A 12-2 表彰要綱Ⅱ 3.(2)により、表彰基準日(6月末日)までに退任する者に限り、対象となります。引き続き在任中の方については、「社会福祉事業特別功労者」の規定を優先的に適用します。

4. ボランティア功労者

Q 13 表彰対象となるために必要な活動頻度は。

A13 原則として概ね月1回程度以上は必要です。

ただし、月1回の頻度に至らない場合でも、期間が特に長期にわたり、実質的に同等の実績がある場合には、例外的に表彰対象と認めることがあります。

(例) グループとして、年間6回×14年間=84回以上の活動実績がある場合

→原則的な要件は「年12回×7年間=84回」であるが、これと同等の実績と認める。

ただし、古切手・古着などのいわゆる「収集ボランティア」活動については、日常的な収集活動のみをもって活動日数に算入することはできません。グループの例会や啓発活動など、外部から認識可能な活動が「月1回」程度以上あることが必要です。

Q14 5年以上で認められる「特に功績が顕著」な場合とは、どんな場合か。

A14 ボランティアとしての活動範囲が市町村の区域内にとどまらず、京都府全域など広域にわたって活動している場合に限ります。

Q15 ボランティア功労者として受表彰したグループのメンバーが、10年以上にわたって活動を続けた場合、個人ボランティアとして対象となるか。

A15 グループとしての活動歴は、個人ボランティアの活動歴に算入することはできませんので、原則として対象となりません。

ただし、グループとしての活動とは別に、個人としての活動を10年以上続けたと認められる場合には、対象とすることができます。

Q16 対象となるボランティアは、社協の登録ボランティアに限られるか。

A16 登録ボランティアには限りません。ただし、市町村社協の推薦による場合は、市町村社協で活動実態を把握しているものに限られます。

また、有償ボランティアは表彰対象ではありません。

Q17 自主的な団体（ボランティア団体やPTA、婦人会など）や組織の役員をしている方は、個人ボランティアとして表彰の対象になるか。

A17 自主的な団体や組織の役員は、その団体や組織を運営するための活動を行っているものと判断し、表彰の対象となりません。なお、その団体の活動が表彰対象となる場合は、個人ではなく、団体を対象とすることができます。

5. 社会福祉事業協力者（寄付者）

Q18 数回にわたる寄付の場合、金額を通算することができるか。

A18 市町村社協への寄付については、1年以内に複数回の寄付があった場合には、通算して30万円以上で対象となります。1年を超えて通算することはできません。

Q19 現物寄付の場合、金額の算定はどのような基準によるか。

A19 時価で判断することになりますので、カタログなど判断材料になるものを添付していただく必要があります。

Q20 施設へ直接寄付があった場合は対象となるか。

A20 対象となりません。(表彰要綱Ⅳ 1.「…又は社会福祉協議会を通じて社会福祉施設、団体等の事業に対し、…寄贈をおこなったもの」)

以上